船舶事故等調査報告書

平成２７年１０月２２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１５横第２４号
事故等種類	衝突
発生日時	平成２７年２月１１日　０４時２５分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市大原漁港東北東方沖 大原港東防波堤灯台から真方位０８０°７．２海里付近 （概位　北緯３５°１６．６３′　東経１４０°３３．１０′）
事故等調査の経過	平成２７年２月１６日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　貨物船　由良（ゆら）丸、７４４トン １４０６３８、由良機船株式会社 Ｂ　漁船　寶栄（ほうえい）丸、８．５トン ＣＢ２－７０３４２（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	航海士Ａ、五級海技士（航海） 船長Ｂ、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	Ａ　船首部に擦過傷 Ｂ　スパンカーマストに曲損等
事故等の経過	Ａ船は、船長Ａ及び航海士Ａほか３人が乗り組み、平成２７年２月１０日１７時４０分ごろ静岡県清水港を出港し、茨城県鹿島港に向かった。 航海士Ａは、１人で船橋当直に当たり、房総半島の東方沿岸を北東進中、Ａ船の右舷船尾方にＡ船を追い越す態勢で北東進するＢ船を視認後、しばらくして、Ａ船の船首至近にＢ船がいることに気付いた。 航海士Ａは、衝撃も音もなく、ＡＲＰＡ付レーダーで捕捉していたＢ船が陸地の方へ向かっていたので、停船せずに航行を続けた。 Ａ船は、鹿島港に入港後、海上保安庁の立入検査を受け、船首部に擦過傷があることが判明した。 Ｂ船は、船長Ｂほか２人が乗り組み、１１日０３時４５分ごろ大原漁港を出港して器械根と呼ばれる漁場に向けて東進中、船長Ｂが北東進するＡ船を認め、Ａ船の船尾方を通過した後、漁場に向けて北東進し、漁場に到着して減速し、魚群の探索を開始した。 Ｂ船は、魚群の探索を行っていたところ、０４時２５分ごろその船尾にＡ船の船首が衝突した。 船長Ｂは、Ｂ船が浸水する心配があったので、操業を取りやめて大原漁港へ引き返し、海上保安庁に通報した。

気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風力　３ 海象：海上　平穏
その他の事項	航海士Ａは、Ａ船を追い越す態勢となっていたＢ船が、Ａ船を追い越した後、Ａ船から十分に離れていたものと思っていた。 船長Ｂは、東進してＡ船の船尾方を通過した後に北東進を開始して漁場に到着したので、Ａ船よりも沖を航行しているものと思い、魚群探知機で魚群を探索することに注意を向けていた。
分析	
乗組員等の関与	Ａ　あり、Ｂ　あり
船体・機関等の関与	Ａ　なし、Ｂ　なし
気象・海象等の関与	Ａ　なし、Ｂ　なし
判明した事項の解析	Ａ船は、大原漁港東北東方沖を北東進中、航海士Ａが、Ｂ船がＡ船を追い越した後、十分に離れているものと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、減速したＢ船に接近していることに気付かずに航行し、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 航海士Ａは、Ａ船を追い越す態勢で北東進するＢ船を視認したことから、Ｂ船がＡ船から十分に離れているものと思った可能性があると考えられる。 Ｂ船は、大原漁港東北東方沖において魚群探索しながら北東進中、船長Ｂが、接近する他船はいないものと思い、周囲の見張りを行っていなかったことから、船尾方から接近するＡ船に気付かずに探索を続け、Ａ船と衝突したものと考えられる。 船長Ｂは、Ａ船の沖側を追い越したことから、接近する他船はいないものと思い、周囲の見張りを行っていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、大原漁港東北東方沖において、Ａ船及びＢ船が北東進中、航海士Ａが、Ｂ船がＡ船を追い越した後、十分に離れているものと思い、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Ｂが、接近する他船はいないものと思い、周囲の見張りを行っていなかったため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・接近する他の船舶については、通過した後も、互いに十分に離れて衝突の危険がなくなるまで、動静を監視すること。